

令和 5 年 7 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二（弁護士）
（野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員
・東京都荒川区児童福祉審議会委員）

重ねての、神戸市西区修くん死亡事件を貴重な教訓として、縦割りを排除し、児童相談所と警察署の緊密な連携を求める要望書

1 当職は、本年 7 月 4 日付で、久元市長さま宛に「神戸市西区修くん死亡事件を貴重な教訓として、縦割りを排除し、児童相談所と警察署の緊密な連携を求める要望書」を提出し、その中で、

- ① 児童相談所は、虐待の兆候が認められる案件について、独断で、安易に「虐待ではない」と判断することなく、また、保護者からの相談案件は警察と情報共有しないという運用を直ちに改める。
- ② すべての虐待の疑いのある案件については、リアルタイムで最新の情報を警察と共有し、連携して子どもを守る活動を行うため、情報共有システムを整備する。
- ③ 児童相談所は、保護者の面会拒否等により子どもの安否が確認できない場合には、速やかに警察に連絡し、警察と連携して子どもの安否を確認する。
- ④ 児童相談所は一保護解除事案については事前に警察を含めた関係機関と協議し、家に戻した後の子どもの安全確保計画を策定し、多くの関係機関が連携して対応する。
- ⑤ 神戸市の各区の要保護対策地域協議会実務者会議の構成員に警察を加え、その場ですべての虐待の疑いのある案件を構成員と共有する。

の 5 点について要望いたしました。

同日に要望書を神戸市児童相談所高橋副所長にお渡しした際に、「神戸市は第三者委員会を設立する旨報道されていますが、第三者委員会の検討を待って対策を講じるのでは遅すぎるので、それを待つことなく速やかに改善策の実施をしていただきたい」旨口頭でお願いいたしました。しかしながら、要望書提出より 2 週間経過し、事件が発覚してから 1 月近く経過しておりますが、私どもの要望に対して何らご回答もいただかず、何らかの対策をとられたとの報道もありません。このままでは、同様の事件がいつ起こっても不思議ではないと懸念しております。

そこで、上記の要望事項のうち、情報共有システムの整備という予算措置が必要な②を除く、①、③、④、⑤の各事項につきましては、直ちに再発防止策として講じていただきますようお願いいたします。

いずれの事項も子どもを虐待から救うためには必要不可欠な対策で、既に多くの自治体で実施されているものばかりです。神戸市の児童相談所や区が関与しながら、救えるはずの子どもの命が救えなかった事件を起こしながら、半年や一年もかけて、民間の「第三者」の検討を経なければ、実施の可否を判断できないものではありません。子どもの生命、身体を守る責務を有する久元市長さまのご判断で直ちに実現できるものばかりです。

2 なお、久元市長さまに対して、神戸市の児童相談所、虐待担当部局から、神戸市の現行の対応の問題点や児童相談所と警察との連携に先進的な他自治体の取組について、どこまで報告が上がっているか懸念されますので(失礼ながら、そもそも問題があるとの認識もなく、先進的な他自治体の取組もご存じではないのではと懸念しております)、念のため、下記のとおりご報告させていただきます。

(1) 保護者からの相談案件であれば、虐待、あるいは虐待の疑いがある事案でも警察に連絡しないという運用をしている他の児童相談所は当職の知る限りありません(あるのかもしれませんが承知しておりません。神戸市にもお聞きしましたがご回答いただいておりません)。

保護者からの相談であれば、児童相談所だけで対応しても子どもに危険はないということにつき何の保証もないことは常識ある社会人にとって明らかです。本事件が如実にそのことを示しており、このような神戸市の運用は、子どもの安全を二の次にするもので、子どもの命を最優先とした対応では到底ありません。

しかも、保護者が犯罪に当たるような虐待(傷害罪、暴行罪、強姦等罪、強制わいせつ罪、保護責任者遺棄罪等)をしていても、保護者からの相談であれば警察に連絡しないのであれば、神戸市は家庭をあたかも「治外法権」と考えているのかとの疑念を生じさせるものであり、まさか、保護者が子どもを殺すまで警察に連絡しないつもりではないと思います。が、一体、どこまでの犯罪被害を受ければ警察に通報するのか(それとも一切しないのか)、その基準はどう設定しているのか、なぜ、そこまで、本来、子どもを守るべき児童相談所が、子どもが犯罪被害に遭っているという危険な状況に置かれていることを知りながら、警察に連絡せず、漫然と対応することが正当化できるのか理解できません。

かえって、児童相談所が保護者の犯罪行為を知りながら警察に連絡せず、適切な対応をしないまま放置して、死亡等重大な事案に至った場合には、業務上過失致(死)傷罪が成立する場合や、態様によっては刑法 103 条の犯人隠避罪に当たりうる場合もあるのではないかと考えられます。さらに、犯罪に該当する行為を知りながら警察に通報しないままにいるという対応を神戸市が組織的、恒常的に行っていることについては、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない」という公務

員の告発義務を定める刑事訴訟法 239 条 2 項に違反しないのかなど、神戸市の現在の対応は、多くの疑念を生じさせるものとなっています。

もし、引き続き神戸市がこのような運用を続けた場合には、同様の事件が起こるのではないかと誰しも想像できますが(これまでも虐待死に至らなくとも、同様の対応で虐待が継続、拡大した事案があったのではないかと推測されます)、その場合、神戸市の責任は極めて重大なものとなります。

(2) リアルタイムで最新の情報を警察と共有し、連携して子どもを守る活動を行うため、情報共有システムを整備している自治体は、埼玉県・さいたま市、千葉県、三重県、岩手県、長野県、静岡県、青森県(ただし、青森県はリアルタイムでの更新はされていない)多くに上り、本年度補正予算で整備予定が神奈川県、横浜市と、他にいくつかの自治体で来年度予算で整備を検討中とお聞きしております。

このようなシステムの整備により、現在の、一回限りの古い情報しか共有されていない現状から、常時最新の状況が共有できる、すなわち、危険な状況にいる子どもを警察が把握することが、電話で問い合わせすることなく、自動的に確認できるようになり、連携した活動が飛躍的にできることとなります(現在は、警察が問い合わせしない限り危険な状況にいる子どもがどこにいるか分からず、虐待案件が膨大な数に上る現状では、実際にはほとんど把握できず、連携した活動も行われていません)。しかも、埼玉県等のシステムのように、虐待の疑いのある案件を把握すれば直ちに必要な情報をパソコンに入力することで(これは児童相談所の通常業務です)、最新の状況をリアルタイムで共有することができるというシステムとすれば、児童相談所は情報共有のために何らの新たな業務負担も要しません。また、現在は、警察に虐待ではないかとの 110 番通報が寄せられた場合には、警察は児童相談所に取扱い歴がないかどうかの確認を電話で行っていますが、このようなシステムが整備されると電話での照会が不要になり、それに応じる児童相談所の業務が大幅に軽減されます。

(3) 保護者の面会拒否等により子どもの安否が確認できない場合には、速やかに警察に連絡し、警察と連携して子どもの安否を確認する協力態勢は、高知県等で実現しています。逆に、児童相談所が母親から面会拒否されたにもかかわらず、「親との信頼関係が重要」として、警察に連絡せず、そのまま放置して虐待死に至らしめた事件として、東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件が、児童相談所が 11 回家庭訪問して 2 回しか会えなかったにもかかわらず、警察に連絡せず、子どもの安否確認もせず、そのまま虐待死に至らしめた事件として、東京都足立区玲空斗ちゃんウサギ用ケージ監禁虐待死事件等(児童相談所が警察に連絡したのは虐待死させられていた時点より 1 年後)多数に上ります

(4) 児童相談所は一保護解除事案については事前に警察を含めた関係機関と協議し、家に戻

した後の子どもの安全確保計画を策定し、多くの関係機関が連携して対応する協力態勢は、多くの自治体でとられています。逆に、一時保護を解除し、自宅に戻しながら、警察等他機関と連携せず、虐待死に至らしめた事件としては、岡山市真愛ちゃん虐待死事件等多数に上ります。

(5) 要保護対策地域協議会実務者会議の構成員として警察が参加している市町村は極めて多くに上ります。ちなみに、本年 6 月 29 日、兵庫県の斎藤知事は、本事件を教訓として、未参加の市町村に対して、警察を構成員とするよう指導する方針を表明されておられます。

なお、千葉県野田市では、児童相談所や野田市が関与しながら、当時 10 歳の心愛さんを救うことができなかった事件(2019 年 1 月)を貴重な教訓に、子どもの命を守るため、市長が先頭に立ち、野田市の多くの関係部局や児童相談所、警察、民生委員など多くの機関が案件をすべて共有し、連携し活動する態勢を整備されました。野田市の事件も本事件もそうですが、事件を防ぐことができなかった原因は、児童相談所の縦割りで、情報共有すら警察と拒む閉鎖的な対応とそれをもたらした縦割りで閉鎖的な体質です。

本事件でも、児童相談所が警察と連携すれば、警察が付近住民から聞き込み等の情報収集を行った可能性はかなりあり(児童相談所はこのような情報収集活動はしません)、その情報を児童相談所に通報することにより、児童相談所は危険な家庭であるとの認識をもつことができ、一時保護も実施したのではないかと思います。また、警察による子どもの安否確認(警察であれば、親が「子どもがいない」「親戚の家に行っている」などと言っても、帰るまで待つ、張り込みしてでも確認する、親戚の家に電話して確認する等の確認行為を行います)や保護者への指導、その後の夜間パトロール等により、それ以上の虐待の抑止を図ることができた可能性はかなりありました。

本事件を防ぐことができなかった原因は、児童相談所職員が足りないことでも、研修が足りないことでもありません。警察等他機関と連携しないという縦割りで他機関を排除する体質が原因なのです。もし職員が足りないというのなら、警察等他機関との連携を図るべきですし、職員を増員しようが、研修をさらに行おうが、児童相談所職員は付近の聞き込みはしないでしょうし、子どもの安否確認も、警察のように「帰ってくるまで待つ」というような対応をするとは考えられませんから、再発防止にはならないのです。

児童虐待は一つの機関だけで対応できるほど甘いものではありません。子どもを守ることができる多くの関係機関の有する「特性」「能力」に応じて、多くの機関が連携して、全力で、ベストの態勢で子どもを守る仕組みを構築すべきで、児童相談所という一つの機関だけでの対応に固執しては、いつまでも子どもたちの命を救うことはできません。

是非、神戸市には、本事件を防ぐことができなかった原因を正しく分析していただいて、それに応じた適切な再発防止策—縦割りを排除して多くの機関が情報共有の上連携して活動する態勢の整備—を実施していただきますようお願いいたします。

(6)また、「第三者委員会」を本事件について設置するとの報道に接しましたので、その在り方についても要望いたします。これまでに全国の自治体で虐待死事件の際に設置されたほとんどの検証委員会では、児童相談所 OB や児童相談所と密接な関係にある児童福祉の「専門家」といわれる学者や医師、弁護士の方々が多数を占め、あるいは主導的立場に立ち、「部外」というよりも児童相談所の「身内」のような立場から、検証がなされてきました。そして、多くの検証報告書を読む限り、警察等関係機関との連携不足、児童相談所の縦割り体質といった虐待死を防ぐことができなかった真の原因に踏み込まないまま、毎回毎回、児童相談所職員の増員やさらなる研修の必要性等の提言はなされるものの、児童相談所が受け入れたくない「警察との連携」という提言は避けられ、これまでどおりの対応を望む児童相談所の意向に沿った提言内容となっていると指摘せざるを得ません。そのためいつまでも、再発防止のために必要な警察等関係機関との連携態勢の整備が十分に図られないまま、連携していれば救えたはずの子ども命が救えないという事件が繰り返されています(例外として平成 20 年高知県南国市男児虐待死事件の検証があります。本検証では警察との緊密な連携が提言され、それを受け高知県では児童相談所と警察との全件共有と連携した活動が実現しました。)

そこで、本事件について第三者委員会を設置される場合には、子どもを救えなかった真の原因を分析し、提言していただくため、第三者委員会の構成につき、「身内」ともいふべき立場の児童相談所の OB は、公平な立場から発言すると客観的に認められる方を除き避ける(一般に、OB については意見聴取することは差し支えありませんが、提言する主体としては第三者性を欠くものと考えられます)、児童相談所から独立した立場から、幅広い視野で判断できる有識者・一般住民の方や他分野の研究者等を多数とする構成とするなど、「部外性」を確保したものとしていただきますようお願いいたします。そのような構成でない場合には、これまでの多くの検証報告書と同様、「児童相談所の職員の増員やさらなる研修」など、およそ再発防止に結びつかない提言がなされてしまうことを危惧しております。

3 本来は、上記につきまして、お願いしておりましたとおり久元市長さまにお会いして、直接ご説明させていただければありがたく存じておりましたが、残念ながらそのような機会をお与えいただけなかったことから、本書面でご報告申し上げます。

久元市長さまにおかれましては、以上の関係機関の連携に先進的な他自治体の取組みにつき是非ご参考にしていただいて、子どもたちを虐待から守るため、「第三者委員会」の検討を待つまでもなく、直ちに、子どもの生命、身体を守る責任を有する市長のご判断で、上記 1 の①、③、④、⑤について実現していただき、上記 1 の②、情報共有システムの整備につきましては、来年度予算で措置していただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

東京都千代田区神田神保町 1-29 市瀬ビル 2 階 代表理事 後藤啓二 03-6317-5298